

○渡嘉敷村バナー広告掲載取扱基準

(趣旨)

第 1 条 この基準は、広告掲載要綱に基づき村が作成し、インターネット上に公開するホームページ(以下「ホームページ」という。)へのバナー広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(種類及び位置等)

第 2 条 ホームページに掲載する広告は、広告内容を表す四角の画像ファイルを表示し、そのファイルから広告主が希望するサイトへのリンクが張れるもの(以下「バナー広告」という。)で、村民生活の利便性を向上させることができるものとする。また掲載数、位置等に関しては村長が定めるものとする

(掲載基準)

第 3 条 バナー広告及びその直接のリンク先の内容は、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝(個人の名刺広告を含む。)、人事募集その他これらに類するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 22 年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業に関するもの
- (3) 貸金業の規制等に関する法律(昭和 58 年法律第 32 号)第 2 条第 1 項に規定する貸金業に関するもの
- (4) 商品穀物取引に関する営業広告
- (5) 不動産に関する営業広告
- (6) 国および地方公共団体の法令、条例および規則に違反するものまたはそのおそれがあるもの
- (7) 公序良俗に反するものまたはそのおそれのあるもの
- (8) 国および地方公共団体が広告対象の会社、製品、商品およびサービスを推奨していると誤解を招く恐れのあるもの
- (9) その他ホームページに掲載するバナー広告として、村長が適当でないとするもの

(規格)

第 4 条 バナー広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 天地 60 ピクセル
- (2) 左右 250 ピクセル
- (3) 10KB 以内
- (4) GIF 形式

(掲載料)

第5条 バナー広告掲載料(以下「掲載料」という。)は、トップページにおいては1バナー広告枠当たり月額10,000円とし、トップページにおいて、1年分の掲載料を一括して前納する場合は、100,000円とする。

(掲載の募集)

第6条 バナー広告掲載の募集は、広報紙及びホームページへの掲載等により行うものとする。

(掲載の申込み及び決定)

第7条 バナー広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、掲載を希望する月の30日前までにバナー広告掲載申込書(第1号様式)に別に定める書類を添付して、村長に提出しなければならない。

2 村長は、前項の申込みがあったときは、申込内容を審査し、その適否を決定しなければならない。ただし、第3条各号の規定に該当するおそれがある場合は、バナー広告審査委員会(以下「委員会」という。)による審査を経て、適否を決定する。

3 村長は、前項の規定により適否を決定したときは、バナー広告掲載・不掲載決定通知書(第2号様式)により申込者に通知するものとする。

4 第2項の場合において、掲載を適当と認める申込みが、バナー広告掲載数を超える場合は、委員会の委員長の立会いのもと委員の抽選により決定するものとする。

(バナー広告審査委員会)

第8条 前条第2項ただし書に規定するバナー広告掲載の適否を審査するため、委員会を置く。

2 委員会は、総務課長、総務課職員、総務課長が必要と認め任命する者をもって組織する。

3 委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員長は、総務課長をもって充てる。

5 副委員長は、総務課長が任命する。

6 委員会の庶務は、総務課広報担当において処理する。

7 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(掲載料の納付)

第9条 掲載を決定された申込者(以下「広告主」という。)は、第7条による掲載決定後、村長が指定する期日までに、村の発行する納付書により広告掲載料を納入するものとする。

(原稿の作成及び提出)

第 10 条 バナー広告原稿は、村が指定する方法により広告主の負担で作成し、村が指定する期日までに CD-R 等記録媒体または電子メールにより提出するものとする。

(掲載期間)

第 11 条 バナー広告掲載期間（以下「掲載期間」という。）は、月の初日から末日までの 1 月を単位とし、連続する掲載期間は最大 1 年とする。ただし、1 年の連続掲載期間の最終月において、第 7 条による掲載申込みをし、掲載決定を受けた場合は、再び 1 年 間掲載することを妨げない。

(広告内容の責任)

第 12 条 バナー広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(掲載の取下げ)

第 13 条 広告主は、バナー広告掲載後において掲載の取下げを申し出ることができる。

(掲載の取消し)

第 14 条 村長は、次の各号の一に該当すると認めるときは、バナー広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに掲載料を納付しなかったとき。
- (2) 指定する期日までに原稿を提出しなかったとき。
- (3) 広告主又はバナー広告内容、リンク先の広告主 WEB ページが不相当と判断したとき。
- (4) 広告主 WEB ページが事前の連絡なく閉鎖されたとき。

(掲載料の還付)

第 15 条 既納の掲載料は、還付しない。ただし、次の各号に掲げる事項に該当するときは、当該各号に定める額を還付する。

- (1) バナー広告掲載が決定した後、広告主の責めに帰さない理由によりバナー広告の一部又は全部が掲載できなかったとき、既掲載日の属する月以外の月数に第 5 条本文に規定する掲載料(以下「月額掲載料」という。)を乗じた額
- (2) 掲載期間中、村の都合によりホームページを閉鎖した時間又は日が生じたとき別に定める閉鎖した時間又は日に相当する掲載料

(その他)

第 16 条 この基準に定めのない事項について、疑義が生じた場合は、村長と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

附則

この基準は、平成 26 年 6 月 1 日から施行する。

第1号様式(第7条関係)

バナー広告掲載申込書

年 月 日

渡嘉敷村長 あて

住 所
申 込 者 名 印
電話番号等
FAX 番 号
担当者氏名

(団体にあつては、事業所の所在地、名称
及び代表者の氏名を記入してください。)

渡嘉敷村ホームページにバナー広告を掲載したいので、次のとおり申し込みます。

掲載希望期間	年 月から 月
広告内容 (リンク先URL)	※広告デザイン案を添付してください。
掲載希望枠	枠 ※1枠の大きさは、天地60ピクセル、左右140ピクセルです。
業種	
添付書類	(会社案内パンフレット等)

第 2 号様式(第 7 条関係)

文 書 番 号
年 月 日

様

渡嘉敷村長

印

バナー広告掲載・不掲載決定通知書

バナー広告の掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載します
	<input type="checkbox"/> 掲載します
	理由
掲載枠数	枠
掲載期間	年 月から か月
掲載料	円(円 × 枠 × か月)